

避難確保計画の作成方法について

宮城県土木部河川課

- **避難確保計画について、その基本的な内容・作成方法等を理解していただくこと。**
- **講習会を通じて、現在施設で運用している避難計画について、改めて考えていただく機会となっただけいただくこと。**

○用語を理解しましょう！

○気象関係

- 避難準備情報

避難に時間がかかる高齢者や障害者などの、いわゆる災害弱者を早めに避難させるために、自治体が避難勧告や避難指示に先だって発令するもの

- 避難勧告

災害によって人的被害が発生するおそれがある場合に、行政機関が地域の住民等に対して、安全な場所へ移動するよう促すこと

- 避難指示

災害によって人的被害が発生するおそれがある場合に、行政機関が地域の住民等に対して、安全な場所へ移動するよう強く要請すること。避難勧告よりも切迫度や危険度が高い場合に発令される。

○水防法・土砂災害防止法関係

- ・洪水浸水想定区域

水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知および周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等と併せて公表。

- ・土砂災害警戒区域等

土砂災害防止法に基づき、住民への周知や警戒避難体制の整備が必要な警戒区域（イエローゾーン）と、さらに建築物の構造規制などをする特別警戒区域（レッドゾーン）を指定。レッドゾーンでは必要に応じて移転を勧告できる。

○水防法・土砂災害防止法関係

- ・洪水ハザードマップ

水防法に基づき、洪水による浸水が想定される区域や避難場所などを住民に伝えるため、市町村が作成する。

- ・土砂災害ハザードマップ

水防法に基づき、洪水による浸水が想定される区域や避難場所などを住民に伝えるため、市町村が作成する。

○過去の水害・土砂災害の振り返り

平成28年 台風10号による小本川(岩手県)の被害概要 (平成28年9月16日時点)

いわいずみちょう おもとがわ しずがわ

○ 岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生しました。

○ この洪水によりこれまでに、浸水面積242ha、床上浸水118戸、床下浸水39戸の甚大な浸水被害が生じるとともに、**小本川沿川の高齢者福祉施設では、9名の死亡が確認されました。**



■あなたが施設管理者だったら、どのような対応をしますか？Part1

- 被害当日の要配慮者利用施設の対応状況は下表のとおりでした。
- 計画を作る前に、この資料を読んで、イメージしてみてください。

時刻	8月30日の主な動き	
5:19	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報を発表	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: white;"></div> 岩泉町全般、役場に関すること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #f0e6ff;"></div> 被災した社会福祉施設に関すること
9:00頃	● 岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令	
10:16	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表	
13:30頃	● 通所に1時間以上を要する人もいることから、通所者は家に送った。	
14:00頃	● 岩泉町の防災担当者が水位を確認しながら数回に分けて本団分団長に連絡し状況を確認し、 避難勧告を発令(安家(あつか)地区の一部133世帯(小本川流域外))	
15:00頃	● 岩泉町は、総務課長以下5人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を5人から10人に増員した	
16:40頃	● 岩泉町から社会福祉施設に対して状況確認の依頼がきた。それを受け、社会福祉施設の理事自身で撮影した川のビデオ映像(16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位)を役場に見せるため、理事が町役場に向かい、小本川の状況を報告。その時点では避難を開始する必要はないと理事は判断。 5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があると判断していた。	
16:47	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話 ● 「岩泉町では、50年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2～3時間は強い雨が続く見込み。引き続き厳重な警戒をお願いします。」 	
17:20頃	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話 ● 「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位2.50mを超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」(岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた) ● 岩泉町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。 	
17:30頃	● 理事が役場から戻った。駐車場が浸水し始めていたため、車を近くの高台に上げた後に楽ん楽んの入所者をふれんどりー岩泉に避難させようと考えた。 管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。 車を順次高台へと移動させていったが、4往復目には氾濫流にハンドルをとられ、理事は社会福祉施設に戻れなくなった。その後、社会福祉施設まで歩いて移動しようとしたが、氾濫流に飲み込まれた。	
17:30頃	● 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸	
18:00頃	<ul style="list-style-type: none"> ● 18時11分に夜勤職員から楽ん楽ん管理者の携帯に、風が強いため弱まってから出勤したいという連絡があった。その後、携帯の電波も不安定になった。この夜勤職員は19時頃に風が弱まったので出勤しようとしたが、道が壊れていて出勤できなかった。 ● 楽ん楽んでは、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。グループホーム管理者は、水中で身動きがとれない中、怖くてベッドから降りてきた利用者1名を抱きかかえ、柱にしがみついていた。 ● ふれんどりー岩泉には職員が8人おり、1階で浸水に気付いた職員が2階にいる職員に知らせようと建物内を歩いているうちに、1階(居室なし)から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、2階にいた入所者を3階に避難させた。エレベータが使用できなかったため、階段により1人ずつ避難させた。避難完了は19時頃。 	
19:45頃	● 楽ん楽んの1階が水没(天井近くの時計がこの時刻で停止)	

○気象に関する情報

- 大雨警報や洪水警報等が発令されている。
- 避難準備情報が発令されている。
- 岩泉町(一部)に避難勧告が発令されている。



なぜ大きな被害が発生してしまったの??

■ あなたが施設管理者だったら・・・

● 雨の降り始め

何かあれば勤務して
い
う

この川は過去の台
風で氾濫したこと
もないし、大丈夫
でしょ。

このくらいの雨
の降り方だった
らない

**雨の降り始めはまだ余裕
がある。**



施設管理者

■ あなたが施設管理者だったら・・・

● 避難勧告等発令時

「避難指示」「避難
勧告」ってなに？

避難っていつでも
どこに避難すれば
いいの？

避難するにしても
職員が足りな
いよ。

どうや
者を移
う・

水とか食料とか
どうしよう・・・

**緊急時は考えることが多
すぎで冷静な判断がで
ない。**

どんどん川の
水位が上がっ
てきた！

施設管理者

- 発災時は、現場が混乱していて、冷静な判断ができない。
- 発災時に、どこの避難所に避難するかを決めるのは遅い。
- 発災時に職員配置を考えていては遅い。



事前の備え(避難確保計画の作成や避難訓練の実施)がとても重要です！！